

議案提出について

議案「学校給食の無償化、負担軽減を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

大 桑 初 枝

〃

広 田 美 代

〃

森 尾 嘉 昭

議会議案第7号

学校給食の無償化、負担軽減を求める意見書

厚生労働省の公表によると、日本の子どもの貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子どもが貧困ラインを下回っている。このような状況のもと、子どもの食のセーフティーネットとなり、子どもの健康や発達を支える学校給食の果たす役割がますます大きくなっている。

少子化対策とあわせ、学校給食の無償化を進める地方自治体が広がる中、文部科学省が7月に公表した公立小中学校の学校給食の無償化に関する初めての全国調査をみると、2017年度は全国の4.7%に当たる82市町村が学校給食を無償化し、24.4%に当たる424市区町村が第2子以降のみ学校給食費を補助するなど一部無償化している。

日本の学校給食は1889年に山形県鶴岡町（現・鶴岡市）で行われたのが発祥とされ、子どもの食事を確保する必要に迫られる中、1954年には学校給食法が制定され、どんな子どもでも受けられる食のセーフティーネット、社会保障として発展してきた歴史がある。

学校給食法では、学校給食の普及充実と食育の推進が定められており、学校給食は教育の一環として重要な役割を果たしているにもかかわらず、小学校で月約4,000円、中学校で月約5,000円の給食費がかかっている。文部科学省の調査によると、学校給食費は、小学生の保護者が負担する教育費の4割を占める重い負担となっている。

よって、国におかれては、義務教育は本来無償とする憲法の精神に鑑み、国の制度として学校給食の無償化に向けて取り組み、実現するまでの間は、生活の実態に応じて必要な免除制度を設けるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

松熊大広	井野桑田	盛初美	隆夫枝代
山森玉森	田本野尾	由起一嘉利	徹子敏道
中	西		昭雄

議会議案第8号

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

2018年7月に発生した西日本豪雨は、広範囲に及ぶ甚大な被害をもたらした。また、近年は異常気象が続き、洪水や土石流等の土砂災害が発生しやすい状況となっている。こうした中で、被災者の生活再建を支援する制度を拡充することは、喫緊の課題である。

現在、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が拠出した基金を活用して被災者に支援金を支給しており、1999年の法律適用開始からことしで20年目を迎える。

しかしながら、同一の災害にもかかわらず、災害規模の要件が当てはまるかどうかで適用対象となるかが決まり、被災者間で不均衡が生じているほか、現行の支給額では多額の支出を要する住宅の再建に不十分な場合があるなど、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。

よって、国におかれては、被災者の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう被災者生活再建支援法を改正することにより、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の支給限度額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「地方自治法第99条に基づく意見書に対する誠実な処理に関する意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦様

提出者

金沢市議会議員	熊野盛夫
〃	前誠一
〃	小林誠道
〃	玉野英樹
〃	澤飯英樹
〃	安達前

議会議案第9号

地方自治法第99条に基づく意見書に対する誠実な処理に関する意見書

地方自治法第99条において、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会または関係行政庁に提出することができる定められている。

多様化、高度化する住民のニーズに対応したまちづくりを進めるため、普通地方公共団体の議会の役割がますます拡大している中、住民の代表機関の発意である意見書は、大変重要で大きな意味を持つものである。

しかしながら、現行制度において、国は、意見書を提出された関係行政庁等の処理を何ら定めておらず、意見書の内容が関係行政庁等においてどのように検討され、施策に反映されたかを知ることができないことが少なくない。

よって、国におかれては、地方自治法を改正し、地方自治法第99条に基づく意見書に対する回答を行うなど誠実に処理するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

黒森 高喜 小下 高小 秋玉 森
沢 多 阪 沢 岩 林 島 野 尾
和 一 浩 栄 広 勝
規 敏 誠 一 進 伸 人 誠 太 道 昭
嘉

議会議案第10号

教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書

文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査によると、小学校で33.5%、中学校で57.7%の教員が、過労死ラインに相当する月80時間超の時間外労働をしている。こうした状況を踏まえた文部科学省の学校における働き方改革に関する通知を受けて、全国の教育委員会は業務改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、学校現場が抱える課題が複雑化、多様化する中、子ども一人一人に寄り添ったきめ細かい教育を実践するためには、教職員定数を計画的に改善することにより教職員の多忙化を抜本的に解消することが不可欠である。

また、OECD調査によると平成26年における国の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比3.2%であり、OECD平均の4.4%を下回っている。山積する教育問題の解決を図り、学びの質を高めるためにも、教育予算の拡充が求められている。

よって、国におかれては、子どもの豊かな学びを保障するために、教職員定数改善計画の策定、実施及び教育予算の拡充を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

高喜

小下

高黒

小森

秋玉

島野

高喜

小下

高黒

小森

秋玉

多阪

沢岩

沢林

島野

高喜

小下

高黒

小森

秋玉

浩栄

広勝

和一

浩栄

広勝

和一

浩栄

広勝

和一

誠一

進伸

人規

誠敏

太道

誠一

進伸

人規

誠敏

太道

議会議案第11号

防災・減災対策のための社会資本の維持管理・更新に必要な財政措置を求める意見書

近年、全国各地において、記録的な集中豪雨や局地的大雨、豪雪などによる被害が相次いでいる。ことしに入っても台風21号、平成30年北海道胆振東部地震など大雨、台風、地震等が連続して発生しており、甚大な被害が発生しているところである。

また、本市においてもことし2月に記録的な大雪に見舞われ、JR北陸本線等の公共交通が運休したほか、国道8号などの大動脈が通行どめになったことで物流が停滞し、市民生活に甚大な影響を及ぼした。市民の安全・安心を守るため、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要がある。

このような中、高度経済成長期以降に整備された砂防ダムや堤防等の社会資本は老朽化が進み、建設後50年を超える施設の割合が加速度的に高くなることを見込まれることから、増加する自然災害から人命を守り、被害の最小化を図るため、早急な対応が必要である。

よって、国におかれては、防災・減災対策のための社会資本の計画的な維持管理や更新に必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「小中学校への空調設備の設置及び維持管理に係る経費への財政支援策を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

黒森	沢	和	規
高喜	多	一	敏
小下	阪	浩	誠
高小	沢	栄	一
秋	岩	広	進
玉	林	勝	伸
森	島	嘉	人
	野		誠
	尾		太
			道
			昭

議会議案第12号

小中学校への空調設備の設置及び維持管理に係る経費への財政支援策を求める意見書

夏の暑さが年々厳しさを増す中、今夏は全国各地で災害と呼べるほどの記録的な猛暑が続いた。児童・生徒の命を守り、適切な学習環境を整えるため、小中学校への空調設備の設置は急務である。

文部科学省の公立学校の空調設備設置状況調査によると、小中学校における普通教室の空調設備設置率の全国平均は平成29年4月1日時点で49.6%であり、100%にはほど遠く、本市においても普通教室には全く設置されておらず、早急な改善が望まれる。

小中学校への空調設備の設置には、導入時に必要となる設置費のほか、電気代等の維持管理費用など、多額の経費が見込まれるところであり、地方自治体において整備が進まない大きな要因ともなっている。

よって、国におかれては、児童・生徒の命を守り、災害時における避難所としての機能も考慮し、適切な学習環境を整備するため、小中学校への空調設備の設置及び維持管理に係る経費への財政支援策を早急に講ずるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「心身障害者医療費助成制度の創設を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

黒森	沢	和	規
高喜	一	敏	誠
小下	多	一	一
高小	阪	浩	進
秋玉	沢	栄	伸
森	岩	広	人
	林	勝	誠
	島		太
	野		道
	尾	嘉	昭

議会議案第13号

心身障害者医療費助成制度の創設を求める意見書

全国の自治体において、心身障害者の健康増進と経済的負担の軽減を図るため、心身障害者の医療費助成制度が創設されている。助成を受ける方法については、大きく分けて現物給付方式と償還払い方式の二つがあるが、償還払い方式は、医療費の自己負担分を一度窓口で支払う必要があることから、利用しやすい制度となっていない。現物給付方式は要した医療費の総額やどのような助成を利用しているのか理解しづらい面があるものの、対象者にとっては窓口で支払う必要がなく、利用しやすい制度と言える。

石川県においては64歳までが現物給付方式、65歳以上が償還払い方式となっているが、各自治体における医療費助成制度は、現物給付方式と償還払い方式を併用している自治体を含め、現物給付方式が30都道府県、償還払い方式が20県となっており、自治体により内容はさまざまである。医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置づけ、全国統一の制度とすることが求められる。

よって、国におかれては、心身障害者が現物給付方式による医療費助成を受けられる制度を創設するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「大和堆における外国漁船の違法操業に対する一層の警戒及び取り締まりを求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

高喜

小下

高黒

小森

秋玉

高喜

小下

高黒

小森

秋玉

多阪

沢岩

沢林

島野

多阪

沢岩

沢林

島野

浩栄

広勝

和一

浩栄

広勝

和一

浩栄

広勝

和一

誠一

進伸

人規

誠敏

太道

誠一

進伸

人規

誠敏

太道

議会議案第14号

大和堆における外国漁船の違法操業に対する一層の警戒及び取り締まりを求める意見書

能登半島沖の大和堆周辺水域では、底びき網漁、イカ釣り漁業、カニかご漁業が行われており、良好な漁場となっているため、本市においても漁場の恩恵を受けているところである。同水域周辺では、多数の北朝鮮籍の漁船や中国籍の漁船による違法操業が後を絶たず、漁業者の安全と水産資源の減少が懸念されている。

そのため、国は、昨年より1カ月以上早い5月下旬から同水域に巡視船を派遣するなど、取り締まりを強化しており、8月の海上保安庁の発表によれば、外国籍の漁船の大和堆への進入を許しておらず、取り締まりには一定の成果が認められていることから、今後も引き続き警戒を緩めず、取り締まりを強化していくことが重要である。

よって、国におかれては、漁業者の安全確保及び水産資源を守るため、大和堆における外国籍の漁船の違法操業に対する一層の警戒及び取り締まりを行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「倒壊の危険性が高いブロック塀等に関する安全対策に係る費用を補助する制度の創設等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

規敏誠
一進伸人誠
太道昭
黒森高喜
小下高小
秋玉森
沢多阪沢
岩林島
野尾
和一浩
栄広勝
嘉

議会議案第15号

倒壊の危険性が高いブロック塀等に関する安全対策に係る費用を補助する制度の創設等を求める意見書

2018年6月18日に発生した大阪府北部地震により、高槻市立寿栄小学校のブロック塀が倒壊し、通学途中の小学校4年生の女子児童が亡くなる痛ましい事故が発生した。本来、最も安全であるべき学校施設において尊い人命が失われたことは、きわめて重大な問題である。東日本大震災や熊本地震などを受け、小中学校の校舎や体育館の耐震化は進められているが、この事故により、ブロック塀の耐震化は進んでおらず、実態の把握もなされていないことが判明した。地震後の緊急調査により、倒壊の危険性が高いブロック塀が全国の学校施設に多数存在することが判明しており、保育所などの施設でも同様の懸念があるなど、早急の対策が急務である。

よって、国におかれては、子どもたちが安全で安心して通学できるよう、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 学校施設や保育所等におけるブロック塀等の詳細な調査及び改修・補強、撤去、フェンスや生け垣への置きかえ等に係る費用を補助する制度を早急に創設すること。また、既存の補助制度の拡充を図ること。
- 2 大阪府北部地震以降に各自治体で先行して対応したものについても、補助対象とすること。
- 3 学校施設だけでなく、学校周辺の通学路等に存在する倒壊の危険性が高いブロック塀等についても、建築士等の専門家による早急な実態調査を行うこと。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「障害者が働きやすい環境の整備を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

黒森 沢 和一 規敏誠
高喜 多 浩 一進
小下 阪 栄 伸
高小 沢 広 人
秋小 岩 勝 誠
玉高 林 太
森野 島 道
森野 尾 嘉 昭

議会議案第16号

障害者が働きやすい環境の整備を求める意見書

中央省庁や地方自治体が障害者の雇用割合を不適切に算定していたことが発覚した。民間企業よりも高いモラルと認識によって障害者雇用を率先して進めていくべき中央省庁と地方自治体で、このような問題が発覚したことは今後の行政への信頼を失いかねない。

行政機関が住民からの信頼を取り戻すためには、当該中央省庁や地方自治体が自らを律し、再発防止に努めることはもちろんのこと、国による障害者雇用促進法のさらなる周知徹底や再発防止策の実施が必要である。

また、一定数以上の障害者を雇用することは必要だが、障害者が働きやすい環境を整備した企業や行政機関を適切に評価できる制度を構築するなど、雇用者数以外の取り組みも重視する必要がある。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、問題の解明と改善を図り、真に障害者が働きやすい環境を整備するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成30年9月18日

金沢市議会議長 清水邦彦 様

提出者

金沢市議会議員

//

//

//

//

//

//

//

//

//

高喜

小

下

高

黒

小

森

秋

玉

多

阪

沢

岩

沢

林

島

野

浩

栄

広

勝

和

一

誠

一

進

伸

人

規

誠

敏

太

道

議会議案第17号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

本年3月に東京都目黒区で両親から虐待を受け、女兒が死亡する痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は近年増加しており、平成29年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は13万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした状況を重く受けとめ、国は平成28年度と平成29年度に連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかしながら、今回の事案では児童相談所が関与していたにもかかわらず、女兒を救うことはできなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を未然に摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、こうした痛ましい事案を二度と繰り返さないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向けて、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 児童相談所に負担が一極集中している現状を改め、児童相談所と施設やNPO等民間団体、その他の行政機関等との連携を強化するなど、協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。
- 2 転居があっても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう全国共通のルールを定めるとともに、全国からアクセスできる児童相談所間及び児童相談所と市町村間の情報共有システムを整備すること。また、児童相談所と警察間で必要な情報を適時適切かつ確実に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 3 保育所や幼稚園、学校との情報共有を図ること。特に小中学校においては、いじめ防止対策と同様に、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした体制を整備すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。